

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

日向市実行委員会 第1回競技式典専門委員会



日時 令和7年1月9日（木）10時

会場 日向市役所4階 委員会室

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会 第 1 回競技式典専門委員会
次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 事務局紹介

4 議 事

(1) 報告事項

- ・ 報告第 1 号 競技式典専門委員会委員の変更等 P 1
- ・ 報告第 2 号 日向市準備委員会第 2 回総会における審議決定事項 P 2
- ・ 報告第 3 号 日向市実行委員会第 1 回総会における審議決定事項 P 7
- ・ 報告第 4 号 先催県の視察概要 P 11

(2) 審議事項

- ・ 議案第 1 号 日向市競技運営基本計画（案） P 17
- ・ 議案第 2 号 日向市リハーサル大会開催基本計画（案） P 18
- ・ 議案第 3 号 日向市式典基本計画（案） P 20
- ・ 議案第 4 号 日向市施設整備基本計画（案） P 21

5 その他

6 閉 会

《参考》

- [資料 1] 競技式典専門委員会委員名簿 P 22
- [資料 2] 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要 P 23
- [資料 3] 日向市開催競技及び施設 P 26
- [資料 4] 日向市開催基本方針 P 27
- [資料 5] 日向市開催推進総合計画 P 28
- [資料 6] 日向市実行委員会推進体制 P 32
- [資料 7] 日向市実行委員会会則 P 33
- [資料 8] 日向市実行委員会専門委員会規程 P 37

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会 競技式典専門委員会委員の変更等

(1) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会会則第13条に基づき、競技式典専門委員会の委員を変更しましたので報告します。

(順不同・敬称略)

所属団体等	新任者	前任者
日向地区小学校体育連盟 理事長	下田 航	浜渦 聡
宮崎県高等学校体育連盟県北支部 支部長	鬼束 美和	吉玉 拓
日向市教育委員会スポーツ・文化振興課 課長	星野 眞由美	
日向市教育委員会教育総務課 課長	大平 昇	
日向市建設部市街地整備課 課長	黒木 松博	

(2) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会専門委員会規程第3条及び第4条に基づき、競技式典専門委員会の役員を選定しましたので報告します。

(順不同・敬称略)

役員名	所属団体等	氏名
委員長	日向市スポーツ協会 副理事長	馬場 隆太郎
副委員長	宮崎県ソフトボール協会 副理事長	後藤 拓郎
	日向市教育委員会スポーツ・文化振興課 課長	星野 眞由美

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会第2回総会における審議決定事項

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会第2回総会における審議決定事項について、次のとおり報告します。

- 1 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会
令和5年度事業報告
- 2 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会
令和5年度収支決算
- 3 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会の設置

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会 令和 5 年度事業報告

1 会議の開催

(1) 総会

- ・設立発起人会（令和 5 年 8 月 8 日）
- ・設立総会及び第 1 回総会（令和 5 年 11 月 14 日）

(2) 常任委員会

- ・第 1 回常任委員会（令和 5 年 11 月 14 日）

(3) 専門委員会

- ・第 1 回専門委員会〔合同会議〕（令和 6 年 3 月 12 日）

2 開催準備業務の推進

(1) 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 日向市開催推進 総合計画の策定

(2) 広報啓発活動

- ・「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」啓発物作成及び配布

(3) 各種調査業務

- ・県競技団体等と連絡調整のもと県準備委員会が行う各種調査への回答を作成
競技用具整備計画調査、練習会場調査、競技補助員編成調査、
競技別リハーサル大会開催意向調査、競技会会期調査 他

3 先催地の調査研究

(1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察調査

- ・ビーチバレーボール（大崎町：令和 5 年 9 月）
- ・ソフトボール（南九州市、指宿市：令和 5 年 10 月）
- ・バスケットボール（いちき串木野市、薩摩川内市：令和 5 年 10 月）
- ・軟式野球（鹿児島市、薩摩川内市、日置市：令和 5 年 10 月）
- ・グラウンドソフトボール（指宿市：令和 5 年 10 月）

(2) 燃ゆる感動かごしま国体事業概要説明会への出席

- ・大崎町事業概要説明会（令和 5 年 12 月）
- ・指宿市及び南九州市合同事業概要説明会（令和 5 年 12 月）
- ・いちき串木野市、薩摩川内市及び姶良市合同事業概要説明会（令和 5 年 12 月）

(3) SAGA 2024 国スポ・全障スポ競技別リハーサル大会の視察調査

- ・ビーチバレーボール（伊万里市：令和 5 年 7 月）
- ・ソフトボール（白石町、太良町：令和 5 年 9 月）
- ・バスケットボール（唐津市：令和 6 年 3 月）

4 関係機関及び競技団体との連絡調整

- ・市町村担当国会議（令和5年5月、11月）
- ・宮崎県準備委員会総会（令和5年7月）
- ・バスケットボール競技中央競技団体正規視察（令和6年1月）
※正規視察事前協議（令和5年9月、11月、令和6年1月）
- ・用具整備計画調査県ヒアリング（令和5年12月、令和6年2月）
- ・企業協賛市町村担当者説明会（令和6年3月）
- ・競技団体及び共催市町との競技会会期及び競技会場等に係る調整 など

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
日向市準備委員会 令和5年度収支決算

【収入】

(単位：円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	現計 予算額	決算額	備考
市負担金	833,000		833,000	833,000	日向市負担金
諸収入	1,000		1,000	1	預金利息
合計	834,000	0	834,000	833,001	

【支出】

(単位：円)

科目	当初 予算額	補正 予算額	現計 予算額	決算額	備考
総務費	500,000	0	500,000	100,193	
会議費	330,000		330,000	84,485	消耗品費、食糧費、手数料
事務局費	170,000		170,000	15,708	消耗品費、備品購入費
開催推進費	334,000	0	334,000	99,000	
広報啓発費	334,000		334,000	99,000	啓発グッズ製作費
合 計	834,000	0	834,000	199,193	

【収入額】 833,001円 — 【支出額】 199,193円 = 【差引額】 633,808円

(差引額については次年度へ繰越)

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会の設置

1 趣旨

令和6年7月17日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、宮崎県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の2027年（令和9年）の開催が決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項第25条第1項に基づき、現在の組織である「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を改組し、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置するもの。

2 実行委員会設置の概要

（1）名称

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会

（2）組織

準備委員会の総会、常任委員会及び専門委員会は、実行委員会に引き継ぐものとする。

（3）役員等

役員、委員、顧問、参与及び専門委員は、準備委員会の役員、委員、顧問、参与及び専門委員を充てるものとする。

3 会則等の改正

（1）組織名称の変更に伴い、準備委員会の会則等を改正する。

（2）これまでの準備委員会で決定した方針、計画及び関係諸規程のうち、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に読み替え、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

【参考：国民スポーツ大会開催基準要項】

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

（1）開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

（2）～（5） [略]

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会第1回総会における審議決定事項

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会第1回総会における審議決定事項について、次のとおり報告します。

- 1 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度事業計画
- 2 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度収支予算

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会 令和6年度事業計画

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
 - ①総務企画専門委員会
 - ②競技式典専門委員会
 - ③宿泊衛生専門委員会
 - ④輸送交通専門委員会
- (4) 庁内推進会議

2 開催準備業務の推進

(1) 各種基本計画及び要項等の策定

- ①総務企画
広報基本計画、市民運動基本計画、観光・おもてなし基本計画 他
- ②競技式典
競技運営基本計画、競技用具整備計画、競技会係員・補助員編成計画、
リハ大会開催基本計画、式典基本計画、施設整備基本計画 他
- ③宿泊衛生
宿泊基本計画、医事衛生基本計画 他
- ④輸送交通
輸送交通基本計画、消防防災・警備基本計画 他

(2) 広報啓発活動

- ①啓発イベントの開催・・・・・・・・開催決定記念講演会（11月予定）
- ②広報啓発物品の作製及び配布
- ③各種大会及びイベントでのPR活動

(3) 各種調査業務

- ①競技会会期最終調査
- ②競技用具整備計画（第3次）調査
- ③競技別リハーサル大会運営経費（第2次）調査
- ④競技会運営経費（第1次）調査
- ⑤自衛隊協力要請意向調査 他

3 先催地の調査研究

(1) SAGA2024 国スポ・全障スポ大会の視察調査

- ①ビーチバレーボール [伊万里市：9/14～17]
- ②バスケットボール [唐津市：10/10～14]
- ③軟式野球 [唐津市 他：10/11～14]
- ④ソフトボール [太良町 他：10/12～14]
- ⑤グランドソフトボール（身体） [白石町 10/26～27]

(2) わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ競技別リハーサル大会の視察調査

- ①ソフトボール [草津市 他：9/14～16]
- ②バスケットボール [草津市：10/19～20]
- ③軟式野球 [草津市 他：11/1～4]

(3) 開催競技事業概要説明会 [佐賀県各市町]

4 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 県実行委員会との連絡調整
- (2) 県競技団体及び共催市町等との連絡調整

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会

令和6年度収支予算

【収入】

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
1 市負担金	3,700,000	日向市負担金
2 諸収入	192	預金利息等
3 繰越金	633,808	令和5年度繰越金
合 計	4,334,000	

【支出】

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
1 総務費	534,000	
(1) 会議費	300,000	総会開催経費、消耗品費等
(2) 事務局費	234,000	消耗品費、通信運搬費等
2 開催推進費	3,800,000	
(1) 広報啓発費	2,400,000	啓発イベント開催費、専用HP制作費等
(2) 調査研究費	1,400,000	先催地視察調査費等
合 計	4,334,000	

SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
わたSHIGA輝く国スポリハーサル大会

競技式典専門委員会 視察報告



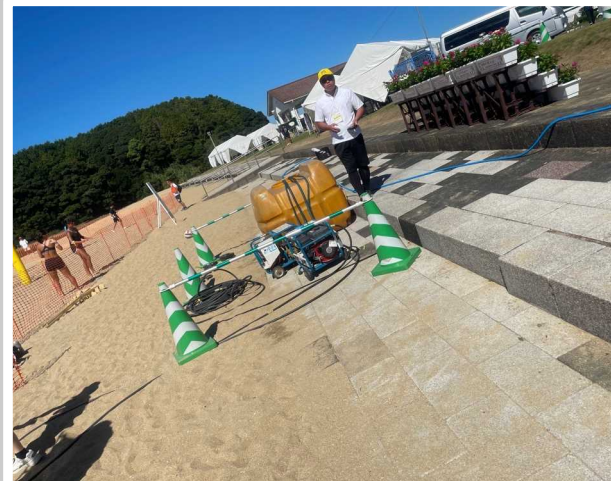
競技運営



【ビーチバレーボール】(伊万里市)
競技会場整備の様子



【ビーチバレーボール】(伊万里市)
競技補助員の動員



【ビーチバレーボール】(伊万里市)
コート整備用の散水タンク



【ビーチバレーボール】(伊万里市)
監督会議 受付の様子



【ソフトボール】(守山市リハ大会)
記録会議



【バスケットボール】(唐津市)
産業用発電機

競技運営



【バスケットボール】(唐津市)
コート内の様子



【バスケットボール】(唐津市)
競技補助員の様子



【バスケットボール】(唐津市)
コート脇アップスペース



【バスケットボール】(唐津市)
ステージ裏実施本部



【バスケットボール】(唐津市)
会場内設置の仮設クーラー

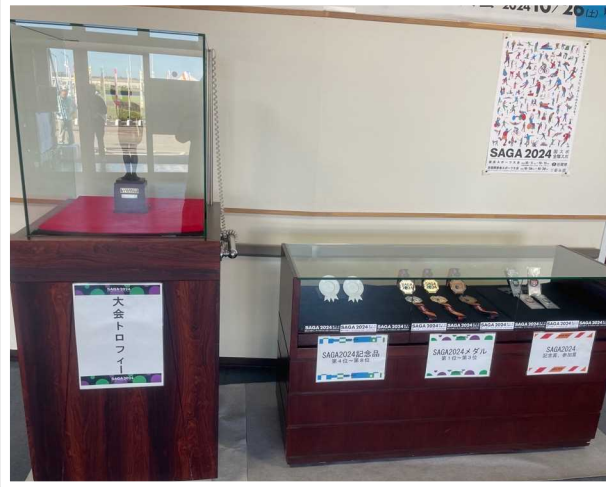


【バスケットボール】(唐津市)
お成り用観覧席(ロイヤルボックス)

式典



【ビーチバレーボール】(伊万里市)
表彰式の様子



【軟式野球】(唐津市)
大会優勝トロフィー・メダル



【バスケットボール】(唐津市)
表彰式の様子



【ソフトボール】(守山市リハ大会)
開会式の様子



【ソフトボール】(守山市リハ大会)
エアロビック選手の歓迎アトラクション

競技会場



【軟式野球】(伊万里市)
デジタル音声配信二次元コード



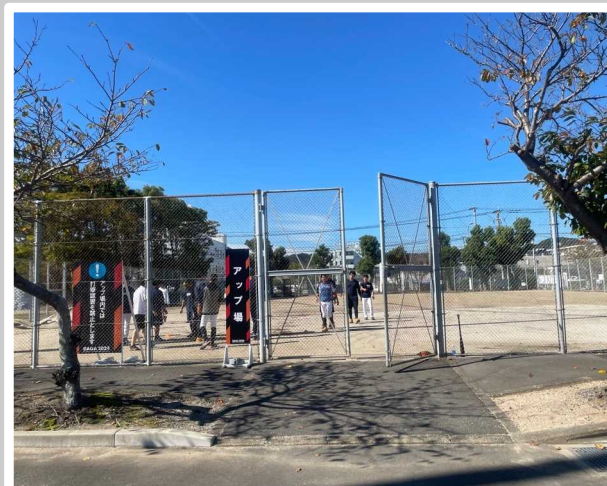
【ビーチバレーボール】(伊万里市)
テント内設置のミスト扇風機



【ビーチバレーボール】(伊万里市)
競技会場内放送本部



【軟式野球】(唐津市)
記録速報掲示板・組合せ表



【軟式野球】(唐津市)
アップ会場の様子

競技会場



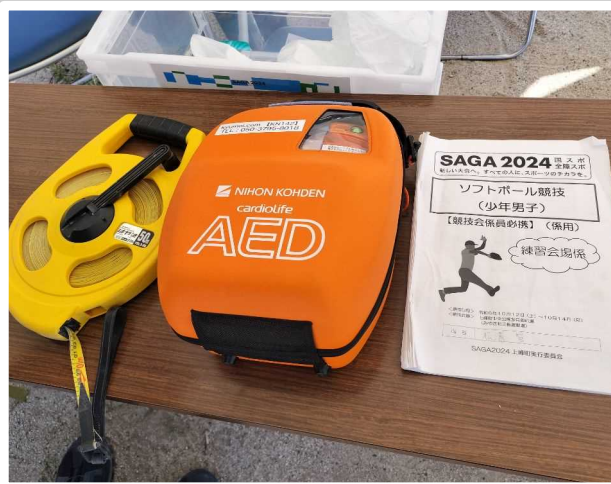
【バスケットボール】(唐津市)
一般観覧席の様子



【バスケットボール】(唐津市)
練習会場(唐津市内中学校)



【軟式野球】(唐津市)
競技役員席の様子



【ソフトボール】(上峰町)
練習会場備品



【ソフトボール】(上峰町)
選手荷物置き場

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市競技運営基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」において本市で開催される競技会については、「日向市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係団体等」という。）と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

2 内容

（１）競技会の運営

関係団体等と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

（２）競技役員等の編成

関係団体等と十分に協議のうえ、適正な配置を行う。

（３）競技用具の整備

現有する競技用具を可能な限り活用し、競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に整備する。

（４）競技記録

関係団体等と連携を図り、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

（５）リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」に対する市民の機運醸成を図るため、関係団体等と協力して開催する。

（６）デジタル技術の活用

大会参加者等の利便性や満足度を高めるため、競技会の運営や競技記録業務における情報について、デジタル技術を活用して通信の効率化やリアルタイムでの発信に努める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「国スポ・障スポ」という。）に備えて本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）については、宮崎県の「第81回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係団体等」という。）と協力して開催する。

2 大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

リハーサル大会は、原則として国スポ・障スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

（1）実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

（2）競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営を行うとともに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

（3）式典

開・閉会式及び表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化し、式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

（4）施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則として国スポ・障スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限り国スポ・障スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。

（5）競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不

足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

国スポ・障スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運を醸成するため、広報活動及び市民運動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(10) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

(11) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。なお、第26回全国障害者スポーツ大会のリハーサル大会については、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市式典基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」において本市で開催する式典については、「日向市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「関係団体等」）と十分に協議のうえ、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

2 内容

（1）開始式

開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。

（2）表彰式

表彰式は、関係団体等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

（3）式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努めることとする。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市施設整備基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」において本市で開催される競技会の施設整備については、「日向市開催推進総合計画」に基づき、国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

2 内容

（1）競技施設の整備

競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、できる限り既存施設を有効活用し、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

（2）練習会場の整備

県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、既存施設を有効活用する。

（3）臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、整備する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会
競技式典専門委員会 委員名簿

令和7年1月現在
(敬称略・順不同)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名	備考
スポーツ・レクリエーション	日向市スポーツ協会	副理事長	馬場 隆太郎	◎
	日向市スポーツ推進委員協議会	副会長	水野 キヨミ	
	日向地区小学校体育連盟	理事長	下田 航	
	日向地区中学校体育連盟	理事長	山本 陽介	
	宮崎県高等学校体育連盟県北支部	支部長	鬼束 美和	
県競技団体	宮崎県バレーボール協会	理事長	中馬 義郎	
	宮崎県ソフトボール協会	副理事長	後藤 拓郎	○
	宮崎県軟式野球連盟	強化育成部長	森田 廣行	
	一般社団法人宮崎県バスケットボール協会	常務理事	丸岡 英文	
	特定非営利活動法人宮崎県サーフィン連盟	監事	三股 信夫	
市競技団体	日向地区バレーボール協会	ビーチバレー連盟長	矢野 高大	
	日向市ソフトボール協会	事務局長	松永 琢己	
	日向市軟式野球連盟	事務局長	児玉 勝	
	日向地区バスケットボール協会	事務局	甲斐 豊喜	
	日向市サーフィン連盟	理事長	甲斐 俊作	
市関係	日向市教育委員会 スポーツ・文化振興課	課長	星野 眞由美	○
	日向市教育委員会 教育総務課	課長	大平 昇	
	日向市建設部 市街地整備課	課長	黒木 松博	

【備考欄の◎は委員長、○は副委員長】

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツの精神を高揚して、国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とした、国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会（障スポ）は、障がい者が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした、障がい者スポーツの全国的な祭典です。

2 開催年、大会名称、愛称、スローガン、マスコット

開催年：令和9年（2027年）

大会名称：第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

愛称：日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

スローガン：紡ぐ感動 神話となれ

マスコット：みやざき犬



紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ



3 主催

【国民スポーツ大会】

大会：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
各競技会：日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

【全国障害者スポーツ大会】

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
市町村、その他の関係団体

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

開催時期：令和9年9月26日(日)～10月6日(水)

開催期間：11日間

【全国障害者スポーツ大会】

開催時期：令和9年10月23日(土)～25日(月)

開催期間：3日間

5 実施競技

【国民スポーツ大会】

○正式競技（37競技）

①毎年実施競技（36競技）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	柔剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

②隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、クレ射撃のうち宮崎大会ではボクシングを実施

○特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

○公開競技（7競技）

綱引き	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

○デモンストレーションスポーツ（デモスポ）

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技、特別競技、公開競技以外のもの、主に県内居住者を対象とし、誰もが参加することのできる競技・レクリエーション

(※大会ごとに種目を決定)

例：ラジオ体操、少林寺拳法、ウォーキング、サーフィン等

【全国障害者スポーツ大会】

○正式競技（14 競技）

個人競技（7 競技）

陸上競技[身・知]	水泳[身・知]	アーチェリー[身]
卓球[身・知・精]	フライングディスク[身・知]	ボウリング[知]
ボッチャ[身]		

団体競技（7 競技）

バスケットボール[知]	車いすバスケットボール[身]	ソフトボール[知]
ブライトベースボール[身]	フットソフトボール[知]	バレーボール[身・知・精]
サッカー[知]		

○オープン競技

広く障がい者スポーツを普及する観点から有効と認められる競技

(※大会ごとに種目を決定)

例 スポーツウエルネス吹矢、電動車椅子サッカー、ふうせんバレーボール

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし、開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施されるプログラム

7 先催大会での参加者数

(県全体：延べ人数)

	国民スポーツ大会 (第 77 回かごしま特別国体実績)	全国障害者スポーツ大会 (第 22 回かごしま特別大会実績)
選手・監督	8 5, 4 6 2 人	2 2, 7 4 5 人
大会関係者	1 1 9, 5 1 1 人	3 9, 6 6 8 人
観 覧 者	4 4 3, 2 0 3 人	2 2, 0 9 6 人
合 計	6 4 8, 1 7 6 人	8 4, 5 0 9 人

日向市開催競技及び施設

1 国民スポーツ大会

競技種目		種別	開催施設	延参加者数 (見込)
正式競技	バレーボール (ビーチバレーボール) 	少年男子 少年女子	お倉ヶ浜海岸特設会場	5,400 人
	バスケットボール 	少年男子 少年女子	日向市総合体育館、 宮崎県立日向高等学校体育館	14,800 人
	軟式野球 	成年男子	お倉ヶ浜総合公園 野球場	2,200 人
	ソフトボール 	少年男子 少年女子	お倉ヶ浜総合公園 野球場、運動広場、 第2多目的広場	5,900 人
デモスポ	サーフィン 		お倉ヶ浜海水浴場	500 人
国民スポーツ大会 延べ参加者数見込				28,800 人

※ 延参加者数（選手・監督、大会関係者、観覧者）は先催県の状況を参考に作成

2 全国障害者スポーツ大会

競技種目		種別	開催施設	延参加者数 (見込)
正式競技	ブラインドベースボール 	身体	お倉ヶ浜総合公園 運動広場	1,100 人

※ 延参加者数（選手・監督、大会関係者、観覧者）は先催県の状況を参考に作成

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 日向市開催基本方針

1 基本方針

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会を開催するにあたり、本市が目指す「海・山・人がつながり笑顔で暮らせる元気なまち」の実現に向け、市民の総力を結集し、おもてなしの心をもって全国から参加する選手や関係者のみなさんに最高の舞台を提供するとともに、市民に感動をもたらす大会運営を目指します。

また、大会を契機とし、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツをとoshした市民の健康増進や生きがいがいづくりにつなげるとともに、誰もが互いに尊重し、支えあって生きていける社会づくりを目指す大会として開催します。

2 実施目標

(1) オール日向で市民の力を結集し、夢と希望を与えられる大会

市民が、国スポ・障スポ大会開催という目標を共有し、相互の連帯感や郷土意識を高め、その総力を結集して大会の運営をサポートすることによって、全国から参加する選手や関係者のみなさんに提供する最高の舞台をオール日向で創り上げ、市民に夢と希望を与えられる大会を目指します。

(2) 生涯スポーツの推進につなげる大会

国スポ・障スポ大会の開催を契機として、市民のスポーツへの関心を高め、年齢、性別、障がいのあるなしに関わらず、すべての人がスポーツを「する」、「見る」、「支える」といったそれぞれの立場で日常的にスポーツに親しみ、生きがいがいづくりにつなげられるよう新しいスポーツ文化の定着につなげる大会を目指します。

(3) 日向市の魅力を全国に発信する大会

本市を訪れるすべての方々を心のこもったおもてなしでお迎えし、歴史と文化、風光明媚な海や山に恵まれるなど本市のもつ多彩な魅力を十分に感じてもらいながら、本市のキャッチフレーズである「リラックスタウン日向」としての魅力を全国に発信する大会を目指します。

(4) 共に支え合う社会づくりに貢献する大会

市民が世代や組織、障がいのあるなしに関わらず連携・協働することにより、地域住民との結びつきを強め、誰もが互いに尊重し、支えあって生きていける社会づくりに貢献する大会を目指します。

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会

日向市開催推進総合計画

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「宮崎国スポ・障スポ」という。）を成功に導くため、日向市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（１）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、宮崎国スポ・障スポを一過性のスポーツイベントとせず、その開催を通じて市民が日向市に愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（２）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（３）広報

宮崎国スポ・障スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然、歴史文化、食など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（４）市民運動

市民一人ひとりが宮崎国スポ・障スポ開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支え合って生きる社会づくりにつなげるとともに、今後の日向市の発展につなげる。

（５）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、風光明媚な観光地や豊かな食文化など本市の多彩な魅力に触れ、「リラックスタウン日向」の雰囲気を感じてもらうことで、「また訪れたい」と思ってもらえるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（６）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会日向市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）については、別表のとおりとする。

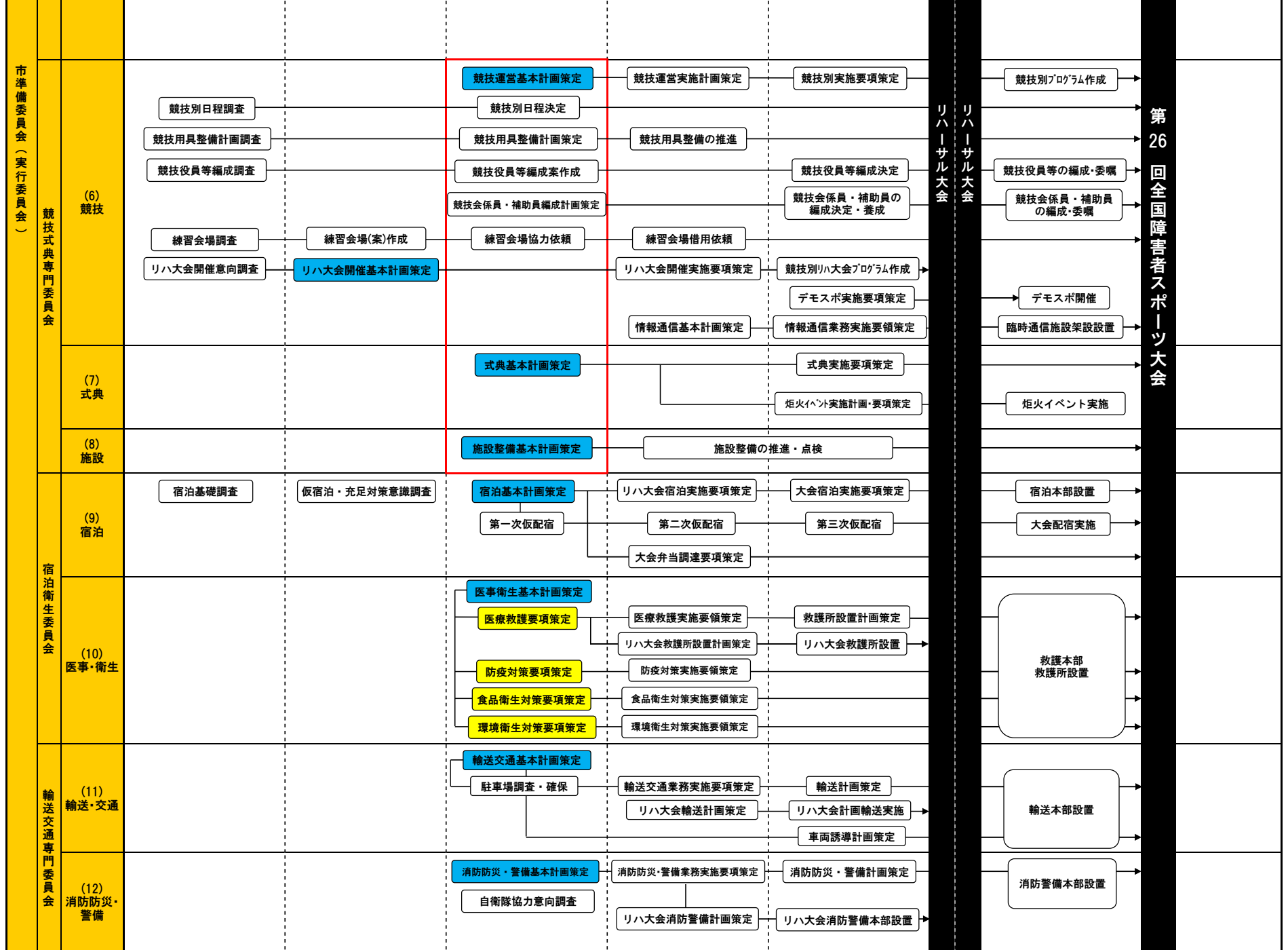
また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 日向市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

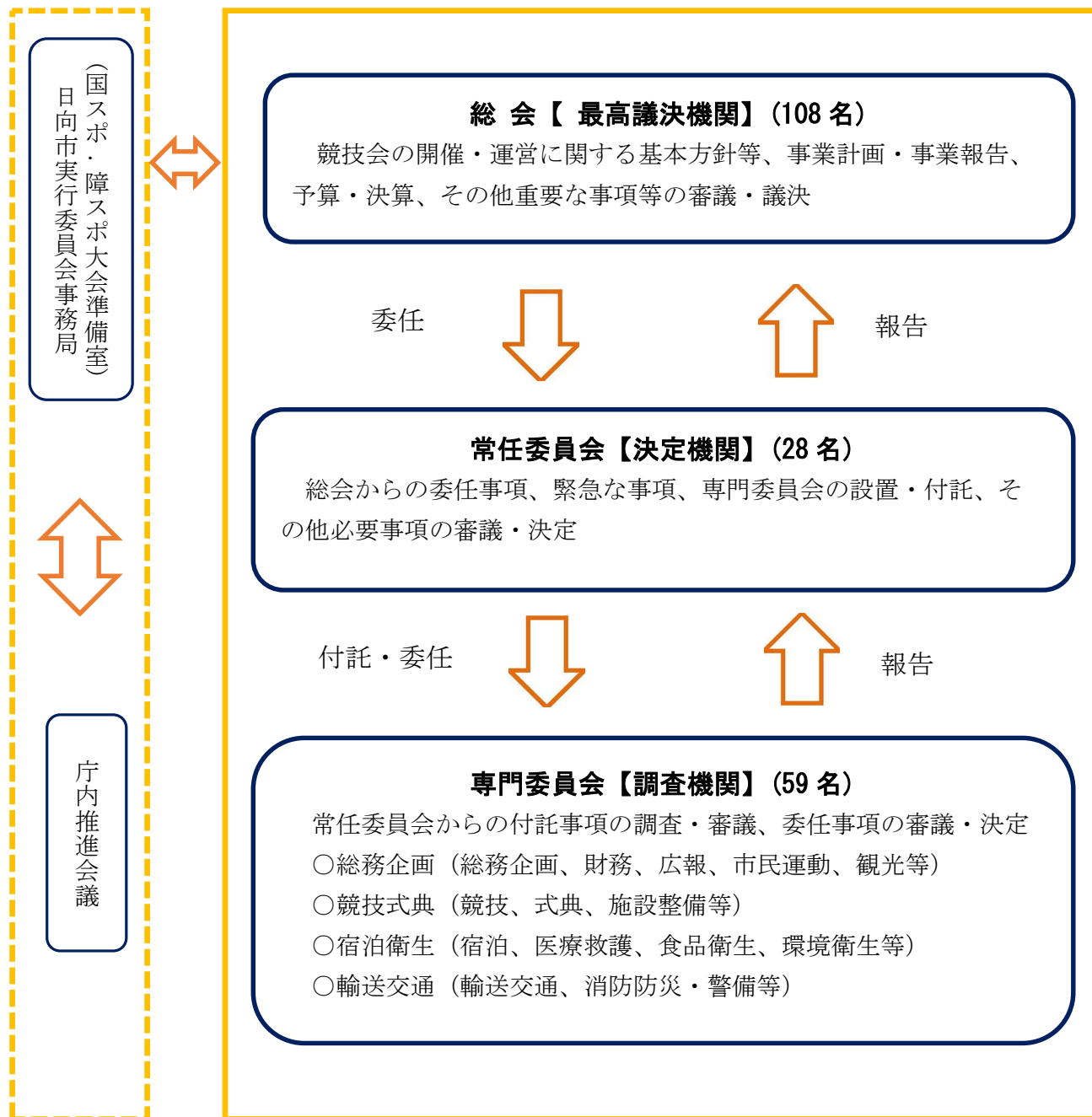
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027
逆年	開催5年前	開催4年前	開催3年前	開催2年前	開催1年前	開催年
国体(国スポ開催県)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
組織	大会開催内定	国スポ・障スポ大会準備室設置 設立発起人会開催 準備委員会設立 総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	日スポ協・文科省総合視察 大会開催・会期決定 実行委員会へ改組			
			庁内推進本部設置	リハ大会実施本部設置	大会実施本部設置	
	県との連絡調整	開催推進総合計画策定	企業協賛取扱要項策定 リハ大会経費検討	リハ大会予算編成	大会経費予算編成	
	全体会期調査	大会経費調査検討		大会経費予算編成	大会経費予算編成	
			識別用品整備要項策定 遺失物・拾得物取扱要項策定 保険加入要項策定	リハ大会識別用品整備 リハ大会遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入	大会識別用品整備 大会遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入	
			広報基本計画策定・広報活動	ホームページ(SNS含む)開設・運営 大会報告書編成方針決定	大会報告書作成	
			市民運動基本計画策定 ボランティア募集要項策定 ボランティア募集等の検討	市民運動の推進 ボランティア募集・研修 ボランティアマニュアル策定 リハ大会ボランティア業務計画策定	ボランティア募集・研修・配置 大会ボランティア業務計画策定	
			観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし実施要項策定 案内所・休憩所等設置運営要項策定 売店設置運営要項策定	リハ大会案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置	
総務企画専門委員会	(1) 総務企画 (2) 財務					実行委員会総会 (解散)
						事業概要説明会 開催 (後催県対象)
	(3) 広報					大会報告書配付
	(4) 市民運動					
	(5) 観光・おもてなし					

第26回全国障害者スポーツ大会
第81回国民スポーツ大会

第81回国民スポーツ大会・



日本のひなた宮崎国スポ・障スポ
日向市実行委員会推進体制



〔国民スポーツ大会開催基準要項 第25項〕

開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて設置する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、日向市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 日向市を代表する者
- (2) 日向市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員の選任)

第6条 会長は、日向市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1)総会

(2)常任委員会

(3)専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1)競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2)会則の制定及び改廃に関すること。

(3)事業計画及び事業報告に関すること。

(4)予算及び決算に関すること。

(5)常任委員会に委任する事項に関すること。

(6)その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権

限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - （1）総会から委任された事項に関すること。
 - （2）専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - （3）総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - （4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、日向市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年8月6日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日向市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」と読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会則（令和5年11月14日施行）第13条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月6日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技運営に関すること 2 式典に関すること 3 競技会場に関すること 4 その他競技運営に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事及び衛生に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 消防防災及び警備に関すること 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること